○近畿地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十九号東播都市計画道路事業

七・六・五百六号山陽電鉄側道六号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第五十号東播都市計画道路事業

八・七・五百号山陽電鉄側道十一号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第百九号東播都市計画道路事業

三・五・五百十六号川西線

三　事業施行期間　自平成十四年四月一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十三日から二週間近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百八十三号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
豊岡市日高町字南構一一五番二から養父市八鹿町国木字桑乃七五町一番一まで	一一・二〇メートル	九・四キロメートル
	八・〇〇メートル	一五メートル

(四)　指定する期日　平成二十九年三月二十三日

○四国地方整備局告示第二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日

四国地方整備局長　名波　義昭

第１　起業者の名称　愛媛県

第２　事業の種類　一般国道197号改築工事（八幡浜道路・愛媛県八幡浜市郷地内から同市大平地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　愛媛県八幡浜市郷、松柏及び大平地内

２　使用の部分　愛媛県八幡浜市郷、松柏及び大平地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市郷地内の八幡浜東インターチェンジから同市大平地内の八幡浜インターチェンジまでの延長4,250ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道197号改築工事（八幡浜道路）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道197号改築工事（八幡浜道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築であり、本件区間は、愛媛県内に存し、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、道路法第13条第１項の規定により愛媛県が道路管理者となること、また本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、起業者である愛媛県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道197号（以下「本路線」という。）は、高知県高知市を起点とし、土佐市、須崎市、愛媛県西予市、大洲市等を経由し、八幡浜市及び西宇和郡伊方町（以下「八西地域」という。）を経て、大分県大分市に至る総延長約275kmの主要幹線道路である。

愛媛県内における本路線は、日常生活や、八西地域の第二次救急医療施設である八幡浜市立八幡浜総合病院への救急医療搬送及び地域間の交流を支える重要な役割を担っているとともに、四国と九州の海上輸送における玄関口としての役割を担う八幡浜港・三崎港と四国縦貫・横断自動車道を結ぶ役割を持つ道路となっているなど、陸上輸送の動脈となっている。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、愛媛県防災会議が策定した「愛媛県地域防災計画」において、一次緊急輸送道路に指定されるなど、防災の観点からも地域にとって欠くことのできない重要な路線となっている。